

平成17年度 第3回船橋市行財政改革審議会 会議録

1. 日時：平成18年2月2日（木）13：30～15：50
2. 場所：船橋市役所10階 第4委員会室
3. 出席者：委員 石井委員、大西委員、加藤委員、鳥居委員、藤田委員、武藤委員、本木委員
市側 原助役、三橋企画部長、宇都企画調整課長 ほか
4. 次第：(1) 意見書の取りまとめについて

【議事】

会長： それでは本日の議事に入る前に、前回の審議会で出された質問について、事務局からご説明をお願いします。

市： （前回の審議会で出された質問について、各資料を基に説明。 段階評価について 財政状況について）

会長： 今の事務局の説明にご意見・ご質問はございますか。

委員： 経常収支比率について、15年度には改善されているが、また16年度には悪化している。義務的経費では、扶助費の増が目立っている。こういったことを受けて、事務事業の見直しに真剣に取り組んでいく必要がある。

市： 前回、下水道事業について、使用料収入で経費をまかなうようにしていただきたいとお話がありましたが、そのことについて回答させていただきたいと思います。

市： 汚水処理の経費は使用料で賄うことが原則ですが、自然現象に起因する雨水処理の経費は一般会計から充てることもやむを得ないものとなっています。そういったことも考慮して、適宜見直しを行っていく必要があると考えています。

会長： 本日の主要な議事に入ります。これまで2回審議してきた内容を「事務事業の見直し等を図るスキームの策定に係る意見書（案）」として取りまとめいただいています。また、あらかじめ委員から修正案が出されています。事務局で順次案を読み上げていただいて、その中で修正をしていきたいと思います。「はじめに」の部分からお願いします。

市： （資料の意見書を順次読み上げる。）

会長： 何か、ご意見はございますか。異議がないということで、次の「審議内容、意見」に入ります。

委員： このスキームの中で、行政の守備範囲を補完性の原理で見直すというのは、行政改革のテーマというよりは、むしろ市長の政治理念の問題ではないかと思います。一定の財源の中で、どのように行政需要を配分するのか、どのような行政サービスを市民に提供するかは、市長が自分の政治理念に基づいて判断すれば良いことだと思っています。例えば、現在の行政サービスを見直そうということにあたって、補完性の原理で行政の守備範囲を内と外に分けるのも一つの手法でしょうし、今あるサービスが市民がどのようにそれについて要望しているのか、その要望度の高い低いを見て判断するのも

一つの手法だと思いますし、今やっている行政サービスが市長が自ら船橋市をこういう都市にしたいんだという、そういうようなイメージにどの程度整合しているか、そのような整合度をもって取捨選択していくのもまた一つの手法だと思います。ですから、この審議会で行政の守備範囲を補完性の原理でやっていった方が良くないと市長に提案する、勧めるという考えは私は持っておりません。

委員： 確かに最終的には市長の政治理念が基本的なものだと思いますが、市長が判断する一つの素材、スキームとしてこれは必要ではないかと思います。市民の要望度であるとか、行政としての責任の度合いを判断するスキームとしてこの原案があるわけですから、この原案に賛成する立場からこれは必要であろう。ただこれだけではないというのは、議論の中で相当出ていましたし、私もその通りだと思います。

会長： 委員から意見書の修正意見が出されています。事務局で読んでいただけますでしょうか。

市： 委員からの意見書の「審議事項及び提言」の部分を読み上げる。

会長： いかがでしょうか。

委員： 先程の具体的な例でお話させていただきますと、例えば図書館の蔵書の件ですが、ベストセラーを読むことぐらい自立した市民ならば自分で買ってやってくださいよ、図書館でそこまで広げる必要はないでしょう、というのも一つの考え方であり、いや、せめて市民がベストセラーぐらいいつでも自由な時に手近に読みたいと、そういうことをやはり船橋の都市としては市民の豊かな生活のために整えたいというのも一つの判断です。それから例えば同じように図書館で、子供達へ読み聞かせというものを一つの事業としてやっています。子供の本の読み聞かせは家庭でやれば良いではないですか、家庭でできるでしょう、地域の子供会でもできるのではないですか、というのも一つの取り上げ方でしょうけれども、いや読み聞かせというのは本当に大切なことなんだ、こういう発達段階においては欠かせない、むしろ公民館図書室まで広げたいというのも一つの考え方なのです。これを行革で、守備範囲を補完性の原理に基づいてやったらどうですかというのはちょっとどうかと、私はそのように思っています。

委員： あくまでも市民の要望度を判断するスキームとして、この手法があると受け止めたのですが。

委員： 補完性の原理をこのプランの中心に据えているのは、この審議会ではなくて市の案で、市長の意向を汲んでいるのではないですか。市の案に対して審議会としてそれで良いのではないかということです。

委員： サービスの取捨選択にはいろいろな判断材料があるでしょうということであって、今おっしゃられるように市長も含めて市の内部でこれから行革の事務見直しをこの原則に基づいて行っていくというのであれば、それも一つの手法でしょうと、そこまでは否定しません。

委員： 補完性の原理をどうとらえるかの問題ですね。共助としてやればできることを、公助としてやる場合もあるのではないかというご意見ですね。戦後の日本の行政が自助・共助の部分を抱え込んで進めていったという反省のうえに、自助、共助でできる

ものはやっていきましょうということです。歴史的な中での判断と考えていただきたい。補完性の原理は、ヨーロッパから始まったものだと言われ、行政と社会を結ぶ基本的な考え方と言われています。

委員： 一つの手法として是認できるものだという立場から、これから一つ一つの事務事業を見直し行革を進めるためにこの案は認められますが、これが全てではない。共助だけではできなくて、公助も必要な部分もあります。ただ、市民の要望度もぜひ加味してもらいたいということを提言したい。これが協働だと思います。

委員： 船橋ならではの生きた現状に即した施策ができるように、補完性の原理を手法として、それに付け加えたり減らしたり意見を交わしてきました。最後の判断は市長です。生きた船橋のものを提言できたらと思います。

会長： 「意見」の部分をもとめるには、具体的にどのような文言を入れたらよいでしょうか。

委員： 審議会設置要綱第2条で「提言する」という言葉を使っていますので、「審議事項および提言」のほうが良いと思います。また、「そのための試みであることを了解する」ではなくて、「手段のひとつであることを了解する」としたほうが良い。

会長： 意志をしっかりと出すというこちら側の姿勢が表れていると思います。

委員： そのほうが私も好ましいと思います。

委員： 参考意見として船橋の行政に生かしていただければという願いがあって来ているのですから。

市： 委員のご提言の「審議事項および提言」をこのまま差し替えさせていただきたいと思います。

委員： 1項で、「必然性の傾向値を判断する」の傾向値という言葉が少しかたいので、削除しても良いのではないかと。

会長： 「行政が行う必然性について判断する第1段階としつつも」に修正します。この方がわかりやすいですね。

委員： 2項で、「切り分ける」という言葉を使っていますが、「整理する」のほうが良いのではないのでしょうか。

委員： 「切り分ける」は、平和的な穏やかな表現ではないように感じますので。

会長： 市民の方に分かりやすくするには、使い慣れている表現の方が良いと思いますが。

委員： 表現についてですが、「不明確な粗雑な議論」とありますが、粗雑な議論をされては困る。「不明確で不十分な議論」ならば理解できる。

委員： 3項について 「評価基準に対する結論」とはどういうことなのか。

委員： 「評価基準から導き出される結論」ということだと思います。

委員： 必需性と共同消費性を判断する場合のチェックシートを「基準」と表現していると理解しました。

委員： 市民に分かりやすい表現ということで、「新しい知見」とは具体的にどういったことが予想されるのですか。

市： 「新しい知見」とは、高齢者のウェイトトレーニングが介護予防になるという議論がなされていたことをここでは表現したかったのですが。

委員： 「新しい考え方」では、どうなのでしょう。また、地理的条件で変わるものがあるのでしょうか。

市： スポーツ教室などは、市街地では民間でもサービスが提供できるが、郊外では行政の仕事になる可能性がある、と議論がなされていましたが。

委員： 船橋の今の現況の中で、具体的に地理的条件が変わるのか。

委員： 変わるというより、地理的条件を考慮してということではないですか。駅周辺は開発度が高いですが、周辺部では農業が残っている部分もあり、状況が違ってきます。

委員： 「時代や環境、新しい考え方などにより」ではどうでしょうか。

会長： だいぶよく分かるようになってまいりました。次に4項の件につきましては、委員から意見が出ているわけですね。

委員： ここに追加していただきたいのは、市民の目を見て、この事務事業の見直しが妥当であるというチェックシステムを考えていただければと思い提案させていただきました。

委員： パブリックコメントは比較的簡単にできますが、市民との協働は難しい仕組みで時間もかかります。

委員： 細かい事務事業の見直しをパブリックコメントにどういう形でかけられるのか危惧しています。船橋市は新しく市民協働担当のセクションを作っていくわけですから、市民に直結するサービスを市民の目を見てチェックできるような新しいシステムもぜひ検討していただきたい。

委員： チェックシステムの検討ですね。入り口を言ってらっしゃるわけですね。

委員： 協働のメカニズムを行革の判断に組み込むとなると、かなり大きな手続きの変更になってきます。協働については重要だと思いますが、ここに入れるのではなく、「その他の意見」に入れたほうが良いのではないのでしょうか。

委員： 事業の評価手法としては、この座標軸とは別のものを求めているのですか。それとも、運用方法の違う形を求めているのですか。

委員： 評価基準そのものではなくて、見直された結果が、市民が求めているものになっているのか。結果の評価のことを言っています。

委員： 意見を言うと返事が返ってくるのがパブリックコメントです。協働で行くということは、市民の前で説明して意見を求め、最終的な判断は、行政と市民とが対等な立場で結論を出していきましようということ。そうすると手続き的にも相当大変であり、今後検討すべき事項であるということで、4項とは別書きにするというのが妥協案でしょうか。

委員： ここで言うパブリックコメントを通じた市民の意見を反映させる仕組みと違うシステムなのかどうか。ここで反映させるしくみの中でそういう考え方は入ってこないのですか。協働で新しいシステムをつくる、それとここの反映させるしくみとはどこ

がどう違うのですか。

委員： 協働という、お互いの対等な立場で決定するという意味合いが入る。

委員： 市民は市民としての責任を背負いながらこの行政サービスというものを考えていく時代だと理解しています。

会長： 整理させていただきますと、4項はそのままにして、委員の修正意見書の追加のなお書きは、「その他の意見」のところに入れていただきたいと思います。次の5項に入ります。

委員： ここでいう調整についてですが、当該サービスの見直しが出てきたとき、類似した事業も一緒に改善するという意味での調整ということですね。

市： はい、そういうことです。

会長： 続いて6項ですが、いかがでしょうか。

委員： 受益者負担ということは大原則だと思います。ただ、行政の辛いところで、所得の低い人などの場合には行政が手をさしのべることになります。

委員： 今までの流れの中で、何かこれだけ異質な感じを受けます。ここであがってくるのが馴染まないように思います。この評価手法を使ってそれに基づいて受益者負担を考えるのであれば、その考え方を示すべきであり、そうでなければ評価はこうだが受益者負担についてはいろいろな性格があるから配慮しながらやってくださいと言わんとするのか。また、表との整合性をうたいながら受益者負担についてふれた方が良いのか。

市： これは議論の中で、基準を切り分けるということの中には受益者負担も考えていくべきではないかというご意見がありましたので作らせてもらいました。

委員： 受益者が負担するのが原則だと思うが、その結論をどこにもってくるかですが。

委員： 平成15年に審議した中で受益者負担についてふれています。その平成15年の意見書を尊重するというわけですから、ここであえて取り上げなくても良いのではないのでしょうか。

会長： 平成15年9月に提出した意見書の中にあるということ踏まえまして、6項はカットすることとします。

続いて、なお書きの部分に入ります。いかがでしょうか、これを入れておくべきかどうかということから討議していきたいと思います。このような意見があったことは事実ですので尊重して記載してありますが。

委員： このなお書きは、前段の1項でふれられているので、あえてなお書きを加える必要がないのではないかと思います。こういう意見に基づいていろいろな議論がなされ、先程のような結論的なものが出てきたので、必要ないと思います。

会長： では、この部分を削除することとします。

それでは、次の「その他の行財政改革全般にわたる意見」に入ります。前回の審議会の後半におきまして、本題とは離れましたが、平成15年9月の意見書に基づいて、現在実施中の改善が、今回、計画期間が21年まで延長になるため、その間、市当局がど

のような改善の方向に向かっていくべきか、どんな問題が残されているのか、を問うためにお話し合いを願ったわけです。いくつか指摘された問題点については、「はじめに」において総括的に触れられておりますので、ここでは具体的に触れなくてもよいと思います。したがって、ここには、6項として委員から出された修正意見の追加部分である新しいチェックシステムの検討を入れておきたいと考えますが、いかがでしょうか。

委員：「事業の評価手法として」というのが気にかかります。協働という観点から、評価された結果についてのチェックということですが。

委員：パブリックコメントにかけるのと同列に、このシステムを考えてほしい。数ある評価方法の中の一つと位置づけて、こういう視点からの検討もあるのではないのでしょうかという気持ちを含めて表現したのですが。

委員：行政はいろいろな市民の苦情、意見に対応していますが、いろいろな意見が来ると進まなくなることもあります。任せてみたらできたということもあります。チェックは大事ですが、あまり強くいろいろなチェックをかけすぎてもよくないと思います。「市民との協働の新しいチェックシステムを検討してほしい」くらいにした方がよいのではないのでしょうか。

委員：「検討してほしい」というのと同じ気持ちです。「協働」あるいは「新しい公共」という理念が今出てきています。これからは市民も責任を持つかわりに、市民も率直に意見を言う場があってしかるべきであろう。とは言え、難しいことはよくわかりますが。

会長：入れ方は、なお書きでいれますか。それとも6項として入れますか。それでは、6項ということで行きましょう。

以上で、「審議事項及び提言」がまとまりました。事務局から各委員に修正後の提言をお送りいただけますでしょうか。確認していただいたところで、市長さんに事務局から提出いただくということで対応してまいりたいと思います。

市：意見書の中は「審議事項および提言」という形になりましたので、それに基づきまして、表題の「意見書(案)」を「提言」と変えた方がよろしいでしょうか。

会長：「提言」、その方がよろしいかと思えます。

委員：先程、会長が提言書を事務局から市長へと仰っていましたが、会長からお渡ししなくて良いのですか。3回の審議の中には私たちの気持ちが盛り込まれていますので、会長から率直に私たちの気持ちをお伝えいただければありがたいのですが。

会長：前は全般にわたる意見書でしたので市長さんへ直接お届けしましたが、今回はいかがしたものかと思い発言したに過ぎません。それでは、ご意向に沿って日程を設定していただき、市長さんにお届けする形でいきたいと思えます。

3回でしたが中身の濃い審議会を持てましたことを心から感謝いたします。どうもありがとうございました。市当局におきましては、「住みよい船橋」を作る、「ロマンのある船橋」を作るということ、これからは心がけていきたいと思えます。